静岡市 (以下「甲」という。) と	(以下「乙」という。) との間に、
静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」	の管理について次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。 (業務の内容)

- 第2条 甲は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例(平成15年静岡市条例第189号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、乙に条例第14条各号に掲げる静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理(以下「管理業務」という。)を行わせる。
- 2 管理業務は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書(別紙1)にした がって行うものとする。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 (管理費用)

第4条	甲が支払う管理業務に	- 要する費用は、金	円(うち消費税及び
地方消	肖費税の額	円)とする。	

(事業報告)

- 第5条 乙は、第3条の期間終了後30日以内に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 乙は、第3条の期間中の毎月終了後30日以内に、当該期間中に実施した業務について 定期報告書を甲に提出するものとする。

(経費の支払)

第6条 乙は、次の表の区分により第4条に定める経費に係る請求書を甲に提出するもの とし、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

回数	金額	支払予定月	支払区分
1回目	円	令和 年 月	概算払
2回目	円	令和 年 月	概算払
3回目	円	令和 年 月	概算払
4回目	円	令和 年 月	概算払

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利若しくは義務を第三者 に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の 書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(業務の委託等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、条例第14条に規定する業務を委託し、又は請け負わせては

ならない。ただし、あらかじめ甲が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(委託の方法)

第9条 前条の規定により、乙が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとする。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。
- 2 管理業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(帳簿等の保存)

第11条 乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を、その完結の日から10年間保存するものとする。

(個人情報の保護に関する事項)

第12条 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙2)に定める事項を遵守しなければならない。

(リスク分担に関する事項)

第13条 管理業務の実施に関する甲、乙両者の責任分担は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」のリスク分担表(別紙3)のとおりとする。

(情報公開)

第14条 乙は、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)の趣旨に即して、自ら が保有する指定管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(利用者等からの意見聴取)

- 第15条 乙は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理業務の実施に当たり、施 設の利用者及び市民から意見聴取を行うものとする。
- 2 前項の規定により意見聴取を行う場合、乙は、実施時期、内容及び方法等について甲 と協議するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により実施した意見聴取の内容について、甲に報告するものとする。

(指定取消等に伴う損害賠償)

- 第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、甲が乙の 指定を取り消し又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、甲に損害が生じ たときは、乙がその責めを負うものとする。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定 を取り消し又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、乙に損害が生じても、 甲は一切の責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第17条 乙は、この協定に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの協定を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として管理費用の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この協定が履行された後においても、同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える 場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではな い。
- 3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(協定の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この協定を解除する ことができるものとする。
  - (1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(静岡市の事務事業の協定相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時協定を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。
    - イ 暴力団 (静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められ るとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどし たと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若 しくは関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 前各号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙 がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は 一切その責めを負わない。

(市長への報告等)

第19条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市 長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な 協力を行わなければならない。

(災害時におけるリスク分担、役割等)

- 第20条 管理業務として地震、風水害、火災等の災害時に実施する業務おけるリスク分担、 役割等については、甲、乙協議の上、あらかじめ事業計画書に定めるものとする。
- 2 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の施設が管理業務以外の業務として静岡市 地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、地震、風水害、火災等の大 規模災害時に避難所等に指定された場合は、甲及び乙は、別途「災害時等における施設 利用の協力に関する協定」を締結するものとする。この場合において、乙は、甲が別に 示す「指定管理者災害対応の手引」に基づき大規模災害時等の体制を整備しなければな らない。
- 3 乙は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の施設が地域防災計画により避難所 等に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況により甲から災害対応につい て協力を求められた場合は可能な限りそれに応じるものとする。
- 4 前項の協力に応じたことに伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第21条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む。)の定めによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通 を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 田 辺 信 宏